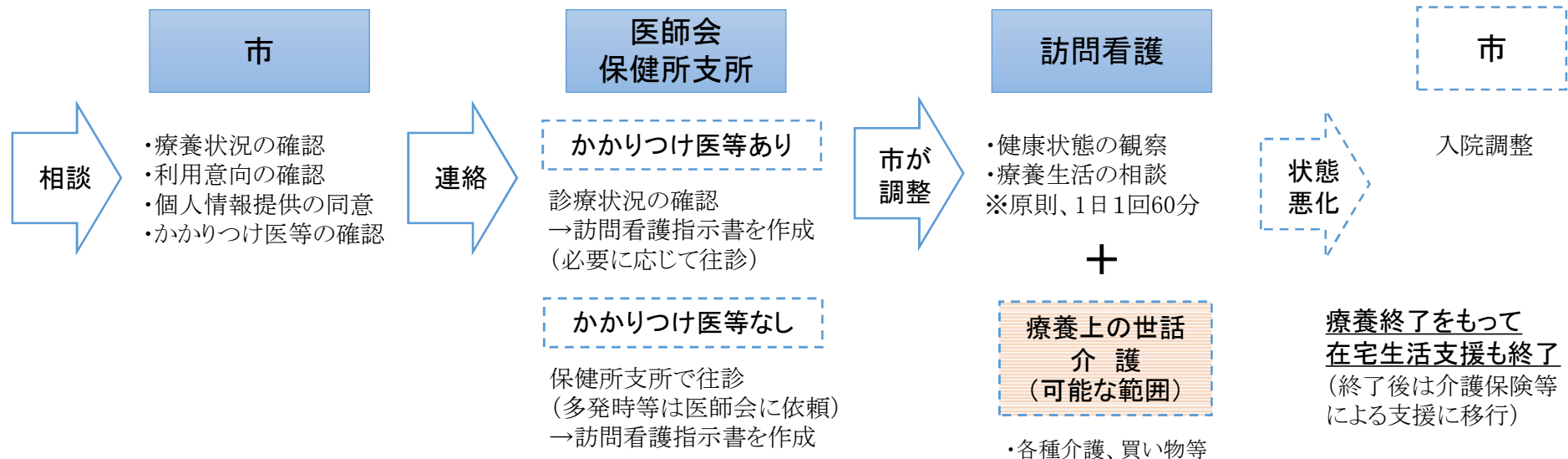


# 感染症在宅療養患者等支援事業の概要

- ◇在宅療養においては、行政による健康観察を実施しながら、在宅医療や介護が必要な方は、訪問看護・訪問介護等を利用していただくことが基本
- ◇しかしながら、陽性者や濃厚接触者となった一人暮らし高齢者・障害者等の健康観察を行うことができず、自宅で死亡する事例が発生
- ◇また、本人・家族が陽性者や濃厚接触者となって自宅に留まることで、当該家庭に対するサービス提供が止まってしまい、在宅療養が困難となる事例も発生
- ◇入院病床が逼迫している状況においては、陽性者や濃厚接触者等の在宅医療・介護体制を確保しつつ、在宅療養を継続できる支援体制の確保が必要

- ・支援に当たっては、患者の基礎疾患や要介護の状況とともに、コロナ療養にも留意が必要
- ・支援の従事者には、感染対策に関する知識・技術が必要

## 在宅療養時における在宅医療・介護の継続支援体制



## 対象者

①新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となった一人暮らし高齢者・障害者等で、自力で健康観察を行うことや、行政機関や医療機関に連絡することが困難な方  
例) 認知症の疑いのある方、聴覚障害のある方等

又は

②新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となった高齢者・障害者等で、介護する家族が新型コロナウイルスに感染したことにより、必要な健康管理や介護等を受けることができなくなった方  
例) デイサービスを利用していたが、家族が感染して濃厚接触者となり、通所サービスも訪問サービスも利用できなくなった方等  
であって、個人情報の提供と支援の利用に同意する方

## 対象期間

①本人の療養期間または健康観察期間が終了する日まで

又は

+ 終了後1回

②家族の療養期間または健康観察期間が終了する日まで

## 支援の内容

【市の事業として実施することとして、医療保険・介護保険外で対応】

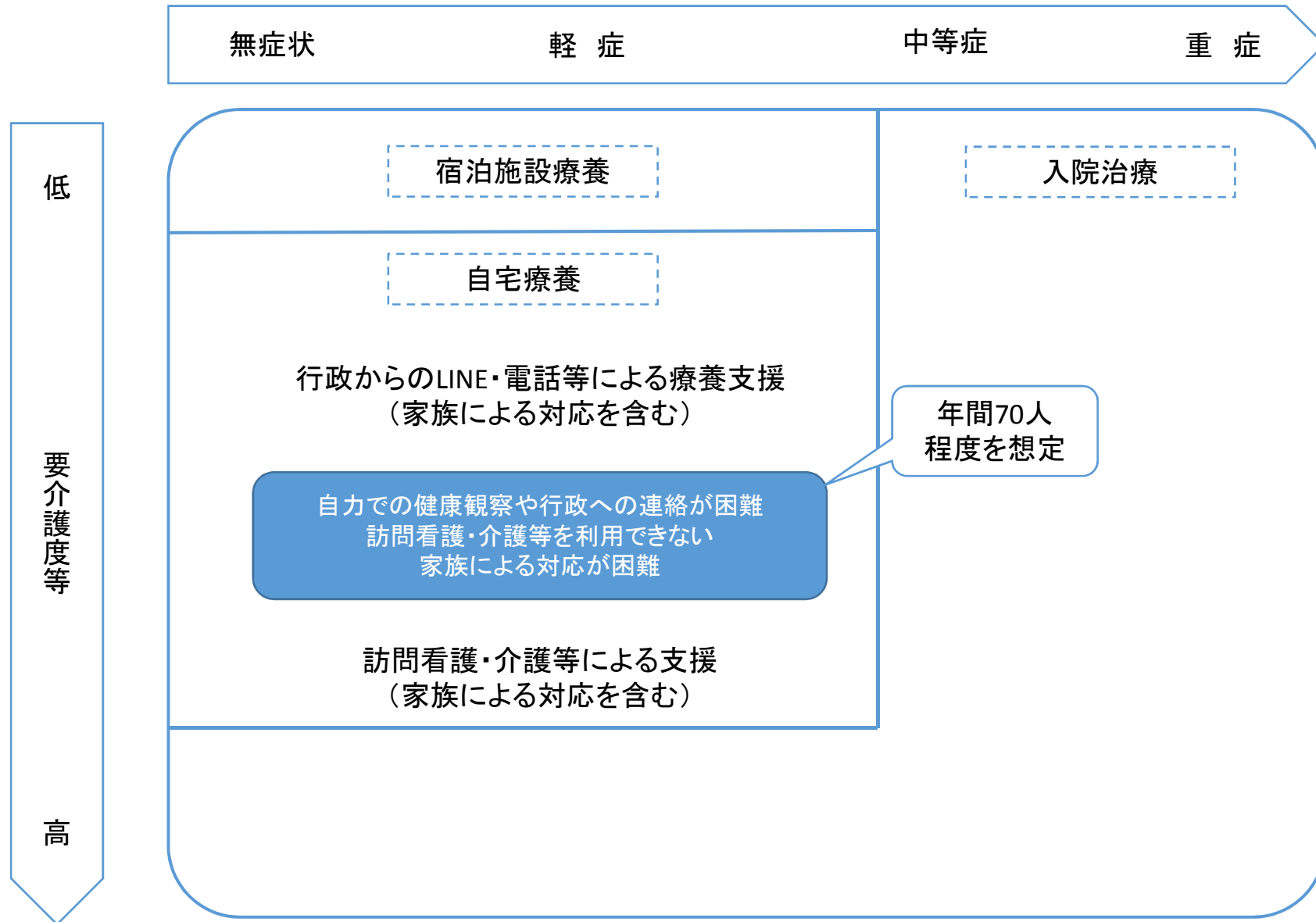
1. 「医師」による身体状況の確認(必要に応じて往診)
2. 「訪問看護」による健康観察や療養相談
3. 「訪問看護」による療養上の世話・「訪問介護」による身体介護

※療養支援として必要最低限の範囲で対応するものであり、通常の日常生活を支援する水準では行うものではない。  
(食事の準備や介護は簡易なものに限る、入浴介助は原則行わない、掃除・洗濯等の家事援助は行わない等)

## 費用

市が負担(利用者負担はなし)

# 対象者像



# 感染症在宅療養患者等支援事業による費用

## 1. 医師による身体状況の確認

医師会に委託

市の依頼に基づき、  
医師会において、  
対応可能な医師を確保

- かかりつけ医等による電話確認等
- 自宅に訪問して診察(かかりつけ医がない場合を含む)
- ※複数回対応することとなった場合は、その都度報酬を支払い
- ※治療が必要になった場合は、医療保険で対応

訪問看護指示書の  
作成

必要に応じて、  
相談・確認

## 2. 訪問看護による健康観察・療養相談

訪問看護事業者を募集

- 看護師による健康観察と県・市への報告

20,000円/回(60分未満)

## 4. 療養生活支援

- 療養生活に必要な医療機器、食事、日用品、移送等の提供

上限20,000円/人



## 3. 訪問看護による療養上の世話 訪問介護による介護

訪問看護事業者を募集  
訪問介護事業者は紹介制

- 看護師による療養上の世話(健康観察と連続して行う場合は、2. と3. を両方算定)  
またはホームヘルパーによる介護

20,000円/回(60分未満)

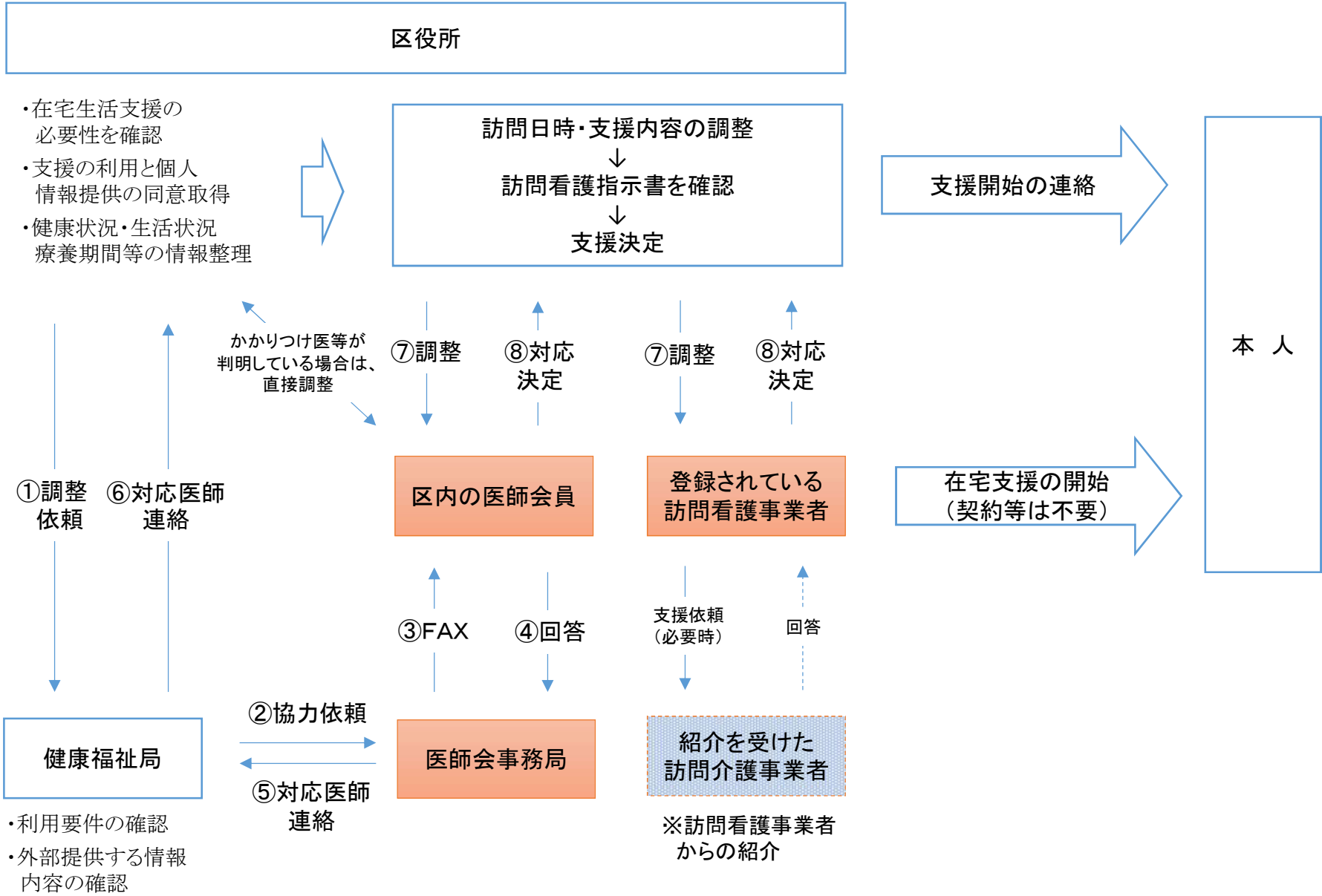
登録(紹介)された  
事業者の中から、  
市が利用調整

※別途、準備経費と職員  
感染時経費を加算

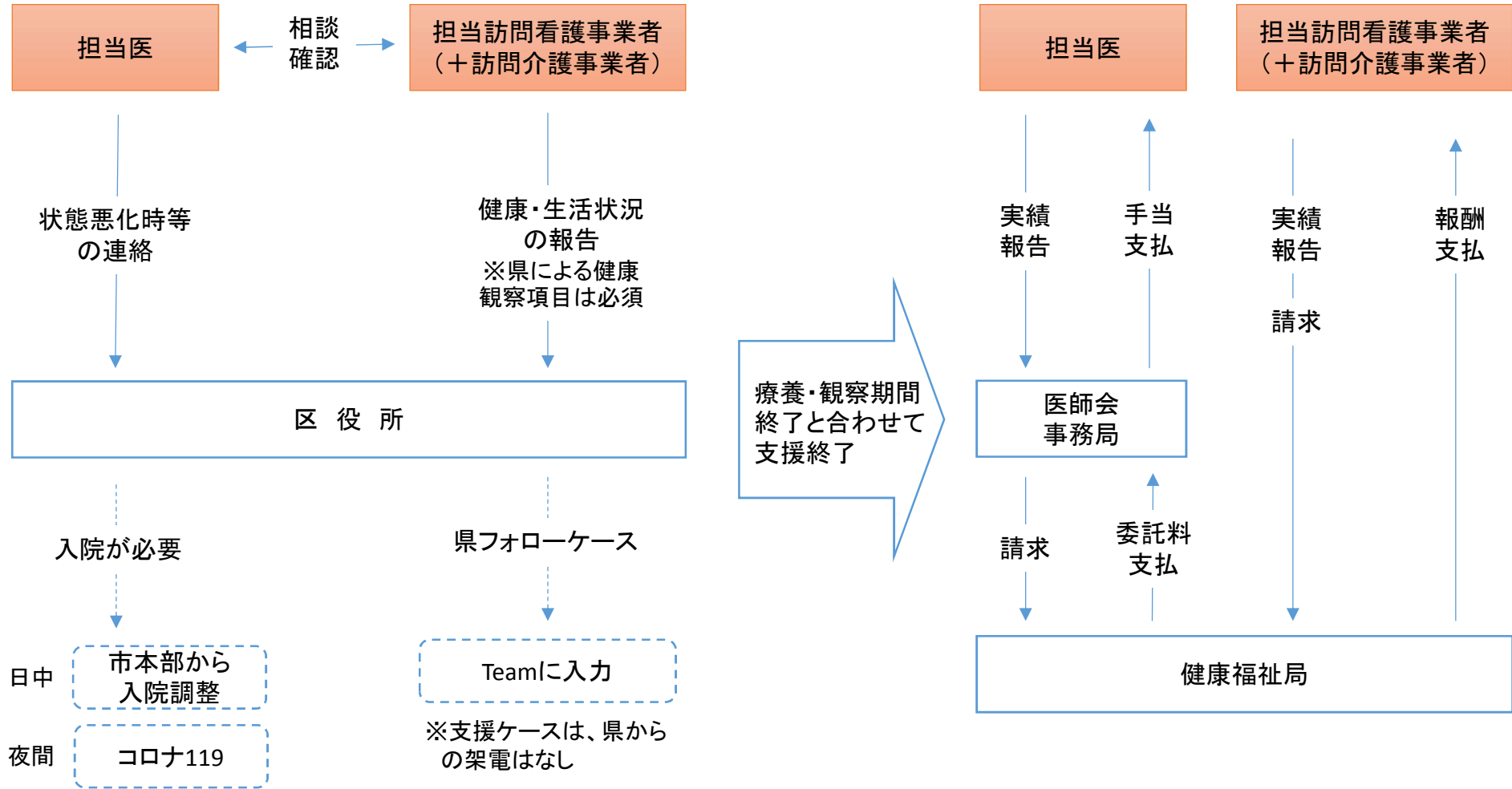
準備経費 50,000円/件  
感染時経費 100,000円/件

※登録事業者には、感染対策の研修等を実施

# 支援開始時の流れ



# 支援開始後の流れ



# 使用済みPPE等の回収方法

